令和８年（フ）第５１号
鳥取県米子市永江317番地
債務者　金尾　好晃
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　魚谷　和世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１６７０号
愛知県瀬戸市東寺山町108番地、従前の住所愛知県瀬戸市城ケ根町47番地の107
債務者　和泉　敦也
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０４号
長野県須坂市大字九反田147番地１
債務者　島田　千代子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　公子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３９号
福井市下荒井町第10号101番地　県住２―404
債務者　和田　信幸
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３９号
愛知県小牧市岩崎五丁目371番地　ラ・フォーレ南岩崎202号、前住所名古屋市中区新栄一丁目19番８号　チェルトピータ1106号
債務者　江口　将司
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第８３号
鹿児島県霧島市国分郡田291番地
債務者　吉永　一幸
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第５３号
山形県酒田市楢橋字新山24番地
債務者　櫻井　整
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　静香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５４５号
札幌市中央区北７条西12丁目11番地４　Ｐａｒｋ　Ｌａｎｅ　Ｎ７Ｗ12―105号
債務者　本田　晃大
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８７号
札幌市豊平区中の島２条９丁目１番19号　第１もりいマンション207号
債務者　森井　千秋
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８８号
札幌市豊平区中の島２条９丁目１番19号　第１もりいマンション207号
債務者　森井　彩香
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６８２号
札幌市豊平区旭町６丁目１番34号　ラ・シモーヌ303号
債務者　富永　祐輔
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９４号
札幌市手稲区星置３条６丁目16番８号
債務者　市川　愛茄（旧姓早川）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２４号
札幌市南区澄川２条３丁目６番45号　コーポ二上101号
債務者　三川　祐次
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９９号
群馬県高崎市下小鳥町92番地８　ウエストヴィラ103号
債務者　丸山　すず
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１５２６号
横浜市神奈川区大口仲町206番地２
債務者　菊池　美加
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１３号
横浜市栄区上郷町10番地　さつきコーポ102号
債務者　夏加　力弥
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３７号
横浜市南区万世町２丁目29番地１　ＧＥＮＯＶＩＡ阪東橋Ⅱｓｋｙｇａｒｄｅｎ502
債務者　宮本　亜紀
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部